第

2433

뭉

REÂDAS

U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 12月 4日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ スタンプ会が発行するスタンプ券

②:当店は、商店街で組織されるスタンプ会からスタンプ券を購入し、そのスタンプ券を当店での買い上げ額に応じてお客様に無償で交付しています。そして、そのスタンプ券を所定の枚数取りまとめて呈示された場合には、その枚数に応じ一定の商品を引き渡し、代金はスタンプ会に請求することとなっています。このスタンプ券に係る消費税の課税関係はどのようになりますか?

**A**: それぞれ次のような取扱いになります。 【解説】

スタンプ券は物品切手等には該当しませんので、そのスタンプ券の購入は課税仕入れに該当します。また、消費者が所定の枚数を取りまとめて呈示した場合に、一定の商品を引き渡し、その回収されたスタンプ券の枚数に応じてスタンプ券発行業者等から支払われる金銭は、資産の譲渡等の対価に該当します。

したがって、ご質問の場合の課税関係は以下のようになります。

- ①お店がスタンプ会から購入したスタンプ券 …課税仕入れに該当します。
- ②お店がお客様にスタンプ券と引き換えに行った商品の引き渡し…資産の譲渡等に該当します。
- ③お店とスタンプ会との間における決済は、 単なる代金精算に過ぎませんから課税関係 は生じません。
- ④お店がお客様の買い上げに応じてスタンプ 券を無償で交付する行為にも課税関係は生 じません。







